

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 10日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県三島市文教町一丁目4843番1号（東レシャンピア三島ビル4階）

氏名 東レ建設株式会社 三島支店

三島支店長 宮下昌之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055 - 987 - 5887

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東レ建設株式会社 三島支店（県内短期間事業所）		
事業場の所在地	静岡県	三島市	
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

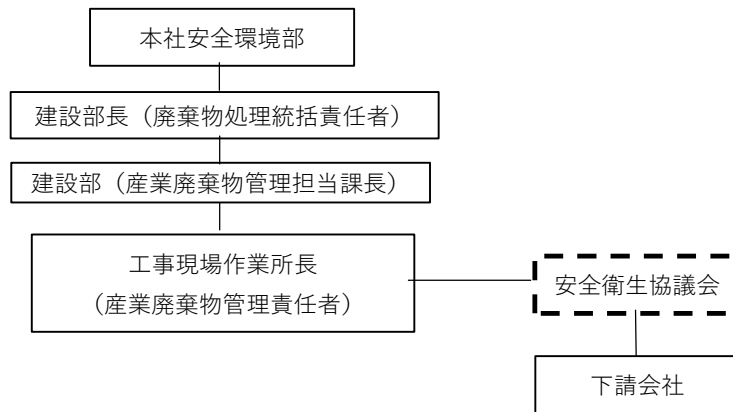
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高4.8億円
③ 従業員数	19名（正社員9名、それ以外の職員10名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃プラスチック類（固形燃料）、木くず（製紙・燃料用チップ）金属くず（売却）廃石膏ボード（石膏ボード原料）、がれき類（再生盛土材、基礎裏込材、再生砕石）</p> <p>現場作業所 → 収集運搬業 → 中間処理業者 → 再資源化</p> <p>最終処分業者 → 埋立処理</p> <p>石綿含有産業廃棄物（がれき類）、蛍光灯</p>

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和 5年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	排出量
	廃プラスチック類	8.225 t
	紙くず	0.300 t
	木くず	90.375 t
	建設工事の繊維くず	0.360 t
	金属くず	7.910 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3.700 t
	石膏ボード	0.270 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	63.560 t
	コンクリート破片	937.424 t
	アスファルト・コンクリート破片	270.080 t
	安定型建設混合廃棄物	0.052 t
	管理型建設混合廃棄物	16.146 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1.480 t
	蛍光灯	0.012 t
	<b>（これまでに実施した取組）</b> 工事の受注量により総量は変動するが、混合廃棄物の発生抑制のため全作業所において分別処分をする為に、品目毎に分別して処分するように努めた。作業所への搬入材料については、極力簡易包装に心がけ、作業所に入ってくる廃棄物の総量を減らした。	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	廃プラスチック類	7.978 t
	紙くず	0.291 t
	木くず	87.663 t
	建設工事の繊維くず	0.162 t
	金属くず	7.672 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3.589 t
	石膏ボード	0.261 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	61.653 t
	コンクリート破片	909.301 t
	アスファルト・コンクリート破片	261.977 t
	安定型建設混合廃棄物	0.050 t
	管理型建設混合廃棄物	15.661 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1.435 t
	蛍光灯	0.011 t
	<p>（今後実施する予定の取組）          作業所への搬入資材のプレファブ化を行い、余剰材料を原料することにより、廃棄物の搬出量を減らす。材料のプレカット、正寸カットを行い、作業所での端材を出さないようにする。</p>	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）          コンクリート、木くず、鉄くず、廃プラスチック類、混合廃棄物、紙くず、ダンボールについては、現場の規模によって分類をしている。</p>	
②計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）          上記分類に加え、作業員の意識付けを行うために、現場バトロールによる先端作業員への啓蒙と協議会等で協力会社の事業主に対する意識付けを行なう。</p>	





(これまでに実施した取組)  
自ら中間処理は行っていない。

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理を行なう計画はない。		





②計画		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	【前年度（令和 5年度）実績】				
	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
廃プラスチック類	7.175	7.525	0.000	0.000	8.225
紙くず	0.300	0.000	0.000	0.000	0.300
木くず	9.625	81.850	0.000	0.000	90.375
繊維くず（天然繊維くず）	0.360	0.000	0.000	0.000	0.360
金属くず	6.780	7.910	0.000	0.000	7.910
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3.700	1.000	0.000	0.000	3.700
石膏ボード	0.270	0.270	0.000	0.000	0.270
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	63.560	63.560	0.000	0.000	63.560
コンクリート破片	99.414	937.424	0.000	0.000	937.424
アスファルト・コンクリート破片	258.240	270.080	0.000	0.000	270.080

①現状

	安定型建設混合廃棄物	0.052	0.052	0.000	0.000	0.052
	管理型建設混合廃棄物	10.946	15.587	0.000	0.000	16.146
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000	0.000	0.000	0.000	1.480
	蛍光灯	0.012	0.000	0.000	0.000	0.012
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に関しては、業務委託会社を弊社で信頼できる協力業者を選定してその中から発注している。優良認定を受けていない業者に関しては、優良認定の取得を積極的に推奨している。</li> <li>・極力電子マニフェストでの運用を行っており、適正処分がなされているかどうかについては、弊社社員が中間処理施設、最終処分場等を定期的に確認し調査を行なうことで確認をとっている。</li> </ul>					

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
廃プラスチック類	6.959	7.978	0.000	0.000	7.978
紙くず	0.291	0.000	0.000	0.000	0.291
木くず	9.336	79.394	0.000	0.000	87.663
繊維くず(天然繊維くず)	0.162	0.000	0.000	0.000	0.162
金属くず	6.576	7.672	0.000	0.000	7.672
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3.589	0.970	0.000	0.000	3.589
石膏ボード	0.261	0.261	0.000	0.000	0.261
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	61.653	61.653	0.000	0.000	61.563
コンクリート破片	96.431	909.301	0.000	0.000	909.301
アスファルト・コンクリート破片	250.492	261.977	0.000	0.000	261.977
安定型建設混合廃棄物	0.050	0.050	0.000	0.000	0.050
管理型建設混合廃棄物	10.617	15.283	0.000	0.000	15.661
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1.435	1.435	0.000	0.000	1.435
蛍光灯	0.116	0.000	0.000	0.000	0.116

②計画

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現在の取り組みを継続する。委託先の選定にあたっては優良認定業者の積極的採用を行う。</p> <p>作業所においては、分別保管の徹底と発生量の抑制に努める。</p> <p>今後も積極的に電子マニフェストの利用を行ない確実な処理を行なっていく。</p> <p>最終的にトータルの環境負荷の低減になるよう心掛けていく。</p>
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。